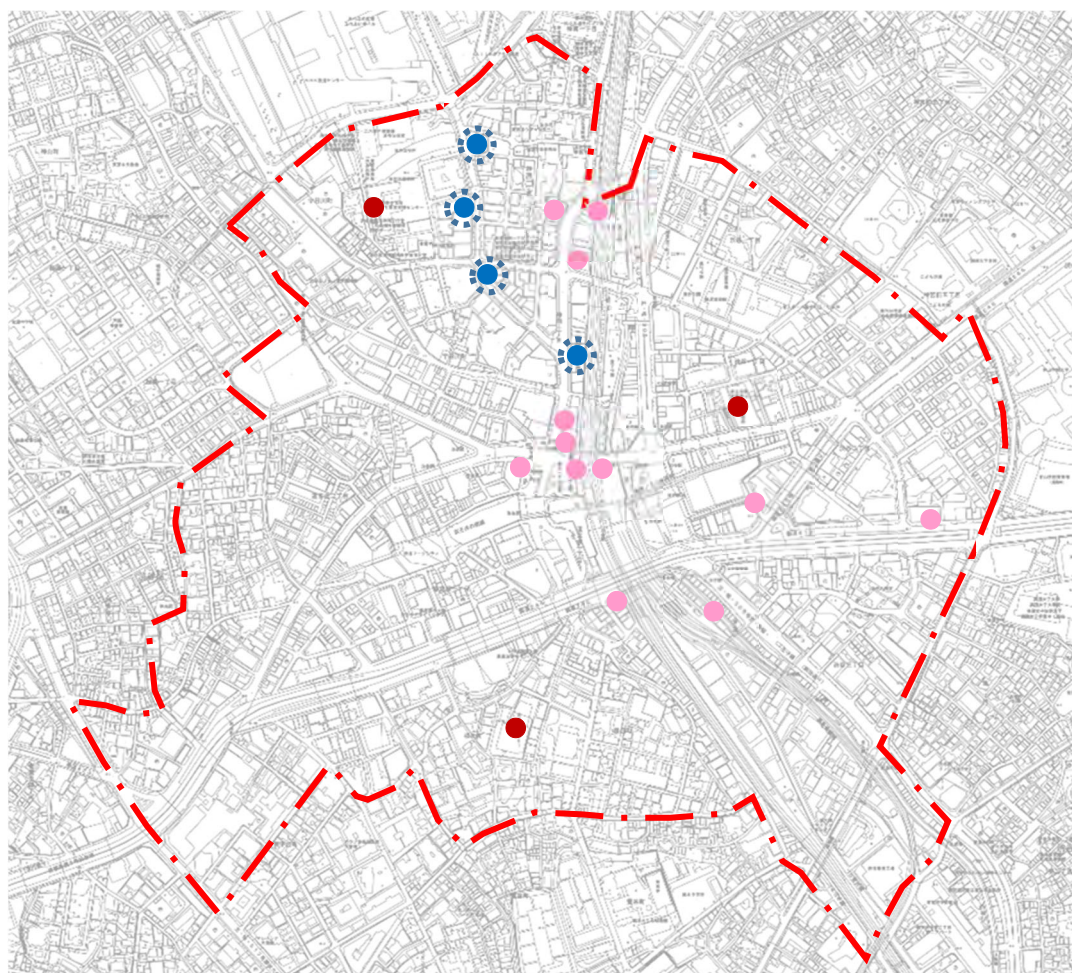



(5) -1情報伝達施設（都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号及び第三号に係る計画）

	施設名称	所有者	管理主体	事業主体	備考
1	災害時帰宅困難者支援案内板	渋谷区	渋谷区	渋谷区	



利用許諾番号：MMT 利許第 27056 号-37

 都市再生緊急整備地域

東電地上用機器設置案内板

避難所設置案内板

デジタルサイネージ設置案内板（30年度設置）



● 神南小学校、文化総合センター大和田、
商工会館（31年度整備）
（R3年度運用検討中）

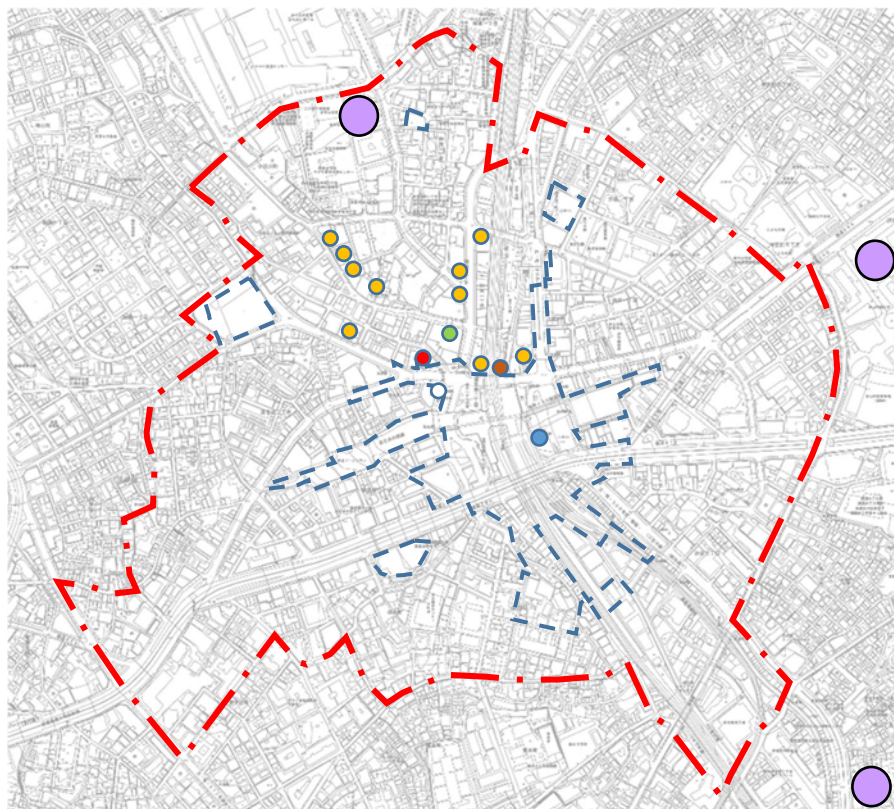
(6) 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修

（都市再生特別措置法第19条の15第2項第四号に係る計画）

建物所有者等の関係者と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載する。

(5) - 2 情報伝達施設 (都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号及び第三号に係る計画)

	施設名称	所有者	管理主体	事業主体	備考
2	街頭ビジョン	株式会社シブヤテレビジョン	同左	同左	既設
		東急株式会社	同左	同左	既設
		株式会社バス・コミュニケーションズ	同左	同左	既設
		株式会社毎日広告社	同左	同左	既設
		株式会社ヒット	同左	同左	既設
		渋谷スクランブルスクエア株式会社	同左	同左	既設
3	屋外Wi-Fiスポット設備	渋谷区	渋谷区	渋谷区	既設
4	SHIBUYA Wi-Wi-Fi	開発事業者及び一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	同左	同左	既設 拡充



- 街頭ビジョン
- 株式会社シブヤテレビジョン
 - 東急株式会社
 - 株式会社バス・コミュニケーションズ
 - 株式会社毎日広告社
 - 株式会社ヒット
 - 渋谷スクランブルスクエア
- 屋外Wi-Fiスポット設備 (エリア外に別途2か所)
- SHIBUYA Wi-Wi-Fi (4か所拡充)
- 利用許諾番号: MMT 利許第 27056 号-37
- 都市再生緊急整備地域

2 渋谷駅周辺地域における滞在者の安全確保に関する事務

(都市再生特別措置法第19条の15第2項第五号及び第六号に係る計画)

(1) 防災訓練

- ・帰宅困難者対策訓練の実施
実施頻度：2～3回／年
実施主体：渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会、渋谷区
- ・総合防災訓練
実施時期：9月1日付近の休日（1回／年）
実施主体：渋谷区
- ・防災点検の日
実施時期：1月17日
実施主体：渋谷区

(2) 渋谷駅ルールの改訂

- 実施主体：渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会、渋谷区
実施項目：渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画に基づき、渋谷駅ルールを見直す。

(3) 発災時の連絡体制

発災時には、渋谷区役所8階に渋谷区災害対策本部を設置し、渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会との間で情報収集、災害対応行動の指示等を行う。

<発災時の連絡体制>



(4) 避難誘導計画

避難誘導計画に基づき、各主体が役割分担をして避難誘導を行う。また、訓練等を通じ避難誘導計画を検証し、より実効性のあるものにする。

一時退避誘導計画の基本方針

○ 共通事項

- 駅周辺や路上の混雑による混乱を回避するため、滞留者をあらかじめ定められた一時退避場所に誘導する。
- 渋谷駅周辺の混乱を避けるために駅から離れる方向に誘導する。
- 誘導方法の確認と手順の習熟のため、定期的に訓練を行う。

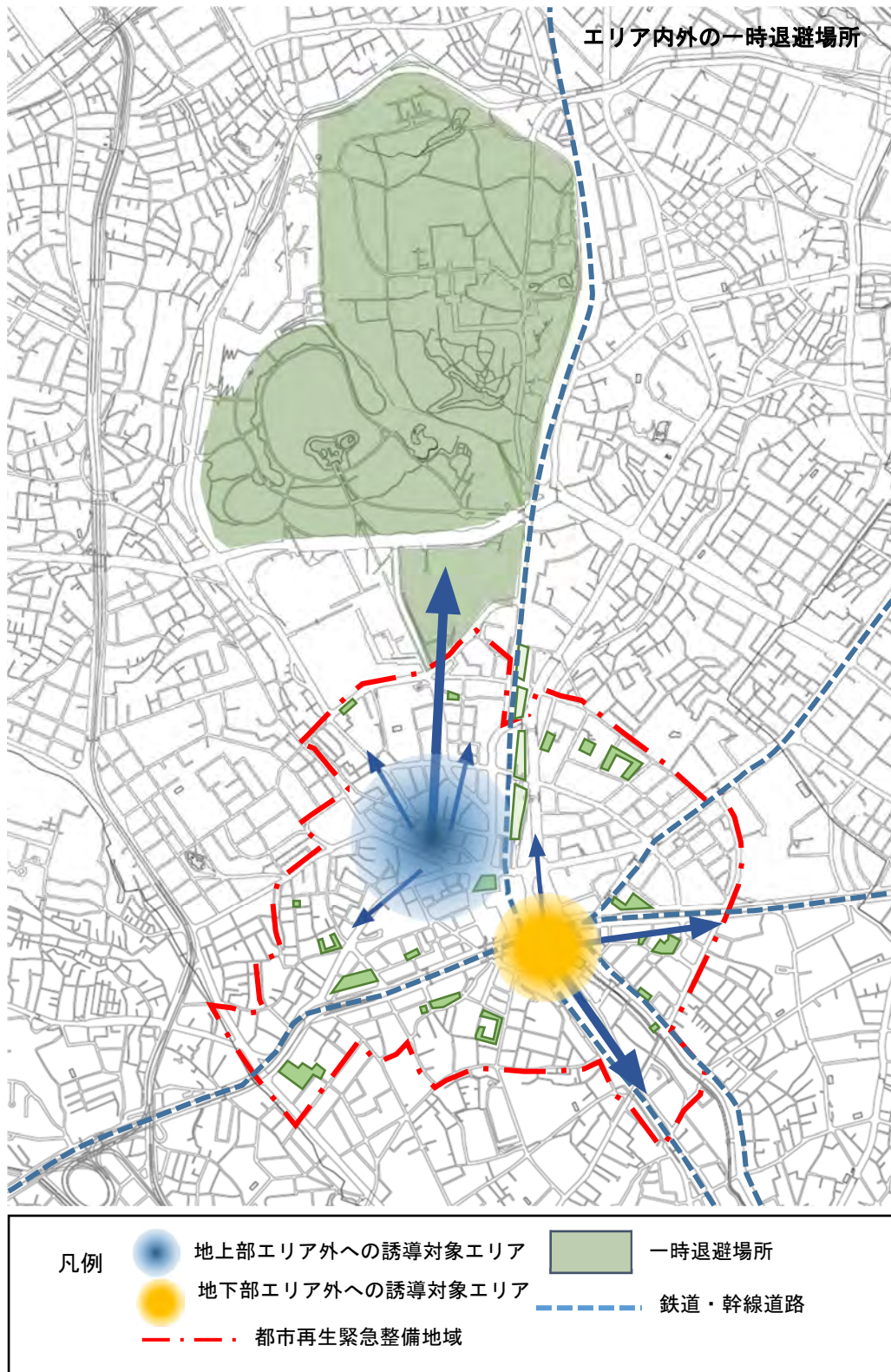
○ JR山手線と国道246号線に囲まれた北西のエリア

- 一時退避場所はエリア内の一時退避場所及び代々木公園一帯（代々木公園、国立代々木競技場、明治神宮）とする。
- 混乱を避けるため、路上一方向に誘導する。
- 以下の目的で主要な場所に誘導員の配置、サインの設置をする。
 - 一時退避先と退避方向の指示
 - 退避者が合流する場所での混乱回避
 - 道路横断のある場所での横断時の安全確保
 - 主要な一時退避場所入り口での退避者の誘導
 - 代々木公園B地区への一時退避者流入防止

○ その他のエリア

- エリア内の一時退避場所に退避する。
- 渋谷駅地下ラチ外コンコースから退避については、一時退避場所（地下広場空間）に一時退避後、混雑の予想されるスクランブル交差点方面以外への誘導を優先する。

一時退避誘導計画誘導計画の基本方針付図



- 帰宅困難者支援(受入)施設への誘導の方針

- ・帰宅困難者支援(受入)施設の開設情報は渋谷区ポータルサイト、防災アプリを通じて、一時退避場所、各誘導員に伝達される。
- ・一時退避場所から帰宅困難者支援(受入)施設へ移動する人には、施設の位置、開設状況等を伝える。
- ・帰宅困難者支援(受入)施設の位置の入ったマップを事前に用意する。
- ・帰宅困難者支援(受入)施設は、要配慮者となる来街外国人概数 4,000~5,000 人程度の多言語化対応や一時退避者の 10~12%程度と想定される要支援者及び負傷者等を優先的に受け入れていく様に努める。
- ・必要に応じ要支援者優先のルールを伝える。(避難誘導計画：Ⅳ 要支援者の優先ルール参照)
- ・帰宅困難者受入施設の開設基準スキームとして震度階・時間帯別に検討する。

- 街頭ビジョン活用の方針

- ・災害時の情報伝達は、数行の文字情報を基本とする。
- ・文字情報は、被災直後~数時間単位まで時間の経過に応じて措定される表示内容をあらかじめ用意しておく。
- ・表示内容の指示は、災害対策本部から事前に共有しインターネット経由でメール、チャットなどを介して行う。
- ・新設のものは停電などの非常時でも数行の文字情報を一定時間提供できる設備を整備する。(既存のものは非常電源設備の整備を今後の課題とする。)

- 帰宅困難者支援(受入)施設での優先ルール

- ・帰宅困難者支援(受入)施設での優先受入の対象とするのは、要支援者とし、健全な外国人は優先ルール適用の対象とはしない。
- ・発災後、滞留者の中に優先受け入れの対象者を見つけた時、優先受け入れの対象者から問い合わせを受けたときは、帰宅困難者として優先的に受け入れられることを伝達する。
- ・優先受け入れの対象者はできるだけ直近の一時退避場所へ案内し、無理に代々木競技場の敷地、明治神宮等の一時退避場所への誘導は行わない。
- ・集客施設の利用者の中で、優先受け入れの対象者は受入施設開設まで建物内で保護する。
→集客施設が受入施設の場合はそのまま受け入れる。
- ・優先受け入れの対象者は、帰宅困難者支援(受入)施設の開設時間に合わせて、施設まで誘導するように避難誘導にかかわる関係者が配慮する。
- ・帰宅困難者支援(受入)施設では、災害時に要支援者が優先であることの周知に努めるとともに、受け入れに際しては、要支援者である人(障がい者手帳、要介護認定の証明、

マタニティマークを所持している人、乳幼児などを優先的に受け入れる。

- 帰宅困難者支援(受入)施設では、感染症対策及び要支援者等を支援するために、推奨備蓄品等（非接触型体温計、マスク、手指消毒液、ポリエチレン手袋、手洗い用石鹸、ペーパータオル、間仕切り、マット、生理用品、救急セット、粉ミルク、オムツ、ベビーフード等）の備蓄に努める。
- 感染症対策の観点から一時滞在施設内が過密にならないよう、十分な換気に努めるとともに、滞在者のソーシャルディスタンスの確保や3密を避けるために必要なスペースを確保する様に努める。
- 帰宅困難者支援(受入)施設の施設管理者は、感染防止に必要な滞在スペース確保のため、可能な限り施設内の他の部屋等を活用するなど、一時滞在スペースの拡充を図る様に努める。• 受入れ者の中で災害時においてもなお治療の必要な病人、けが人は緊急医療救護施設へ案内する。
- 渋谷区は、帰宅困難者の受入に際して要支援者及び付き添いの人の受入を優先することを積極的に広報し、ルールに対する社会的コンセンサスを醸成するように努める。
- 渋谷区は、発災の状況により、交通機関の途絶などで滞留者が多数発生している場合で、高齢者、車いす利用者など要配慮者に対する情報提供や援助が必要な場合は、公的施設を優先し開設する。

第5章 計画の見直し

1 計画の見直し・変更

- ・成長型の都市再生安全確保計画として適宜内容を見直し、充実を図っていく。
- ・2026年度には主要な開発事業の竣工を見据え、大幅な見直しを実施する。

2 優先して取り組むべき課題

- ・一時退避場所の不足を解消する有効対策を検討する。
- ・災害時に滞留者を、一時退避場所や帰宅困難者支援(受入)施設等へ誘導するための手段、経路、担い手、役割分担等について検討する。
- ・要配慮者への支援体制や一時退避場所や帰宅困難者支援(受入)施設への優先的な誘導について検討する。
- ・一時退避者の密度が特に高い宇田川町の南や、人の集中しやすい渋谷駅周辺の滞留者の安全確保の対策を考える。
- ・有効な情報収集、伝達、共有の方法について検討し、担い手や役割分担を考える。

渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画策定スケジュール

